

# 関東学院大学学内奨学金（学部生対象）

2018年4月1日現在

学内奨学金	応募対象、条件など概要	貸与または給付金額	問合せ先
関東学院大学スカラシップ制度（免除）	一般選抜（前期日程：3科目型）およびセンター試験利用選抜（前期日程）合格者のうち成績上位者より各100名（入学時に選抜）	入学初年度に入学金と授業料を全額免除。2年次以降は継続審査あり。	入学課
関東学院大学特待生制度（給付）	3・4年次に在学する大学入学後の成績が極めて優れた者（各年度70名以内）	年間授業料相当額	学生生活課
関東学院大学給付奨学金（給付） ○給付奨学金 ○緊急時給付奨学金	○給付奨学金 学部2年次生以上のうち、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により修学困難な者で、日本学生支援機構奨学金受給者（ただし、外国人留学生、特待生、各スカラシップ生は除く）	年間20万円	学生生活課
	○緊急時給付奨学金 学部生および大学院生で、家計支持者の失職、死亡又は火災・地震・風水害等による家計の急変などにより、学業継続に支障を生じた者（ただし、本奨学金と同趣旨の奨学金又は教育ローン利息補給奨学金受給者、特待生及び各スカラシップ生、休学中または留学中の者は除く） （別途条件あり）	申請する学期の学費全額	
関東学院大学兄弟姉妹給付奨学金	本学の学部の新生で、兄弟姉妹が本学の学部または大学院在籍している者。（入学時のみ）	入学金相当額	学生生活課
関東学院大学冠奨学金（給付）	○以下の①～③の中で寄付者の申し出内容の条件にあった者 ①経済困窮者 ②学業成績優秀者 ③正課外活動で活躍した者 （ただし、学内給付奨学金受給者、特待生及び各スカラシップ生、修業年限を超えて在籍する者、申請時に原級止又は休学中の者を除く）	年間10万円	学生生活課
	④成長支援型奨学金 正課又は正課外活動における、個人又は団体による自主的な活動の取り組みを支援するために給付される奨学金 （ただし、申請時に原級止又は休学中者を除く）	個人：年間10万円 団体：年間5～30万円	
斉藤小四郎奨学金（給付）	学部長の推薦するキリスト教に理解のある3・4年次生	採用実施年度により異なる	学生生活課

# 関東学院大学学内奨学金（学部生対象）

2018年4月1日現在

学内奨学金	学内奨学金	学内奨学金	学内奨学金
関東学院大学 学費教育ローン利息補給奨学金 (給付)	教育ローン利用者のうち人物・学業・経済状況を総合的に審査。	教育ローン利用者に年間利息分相当額を給付。(上限あり)	学生生活課
関東学院大学兵藤奨学金 第1種(給付)第2種 (貸与) 第3種(貸与:緊急時対応)	国際文化学部・社会学部生で以下の条件に合う者 第1種:大学の定めた条件に合う者 第2種:学業・人物共に優秀にも関わらず経済的理由により修学困難な者 第3種:家計支持者の失職・死亡・災害等による家計の急変で修学困難な者	第1種:授業料相当額の半額 第2・3種:授業料相当額の全額または半額(無利息)	学部庶務課
「関東学院女子短期大学記念」奨学金(給付)	人間環境学部・人間共生学部・栄養学部・教育学部生で以下の条件に合う者 第1種:家計支持者の失職・死亡・災害等による家計の急変で修学困難な者 第2種:外国人留学生で学業において優れた努力が認められた者(2年次以上) 第3種:学業において優れた努力が認められた者(2・3年次生)	第1種:学費相当額の全額または半額 第2種:授業料相当額の全額または半額 第3種:100,000円	学部庶務課
関東学院大学国際交流奨学金(給付)	以下に該当し、学業・人物ともに優秀な学生 交換留学生派遣留学生 語学派遣留学生	留学期間中月額1万5千円～3万円 (GPAによる審査基準あり)	国際交流推進課
関東学院大学外国留学に係る授業料免除(給付)	派遣留学生語学派遣留学生	留学期間に該当する学期の本学授業料 (ただし、交換留学生が派遣留学生に切り替えて延長した留学期間は、本学の授業料が派遣先大学の授業料を上回る場合、当該派遣留学先授業料相当分を免除額とする)	国際交流推進課
交換留学生奨学金(給付)	交換留学生派遣留学生	留学先までの往復渡航費(航空券)	国際交流推進課
燦葉会就学援助金(貸与)	本学の同窓会団体である燦葉会によるもの学部4年生が対象	春または秋学期の学費及び諸納金相当額	学生生活課